避難所における新型コロナウイルス感染症対策対応方針

令和２年５月

新型コロナウイルス感染症が流行している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となる。

このため、指定避難所に加え、可能な限り多くの避難所を開設するなど、具体的な対応策をあらかじめ検討し、町民の安全・安心の確保を図る。

■基本的な考え方

（１）避難者の分散・多くの避難所の確保
（２）避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
（３）避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
（４）感染が疑われる避難者への適切な対応

■具体的対策

（１）避難者の分散・多くの避難所の確保

・在宅避難または親戚・知人宅への避難を優先するよう周知する。
・発災時には、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
・指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として活用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
・町内自治会に、集会所を地域の避難所として活用できることを案内し、活用する際は、感染症予防や感染拡大防止に努めるよう周知する。
・民間宿泊施設を、避難所として活用するよう努める。
・災害時応援協定の締結先に対し、一時的な避難所としての施設等の提供を協議する。

（２）避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

ア　手洗い及び咳エチケットの徹底

・手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシを掲示する。

イ　十分な換気の実施、スペースの確保等

・避難所内、特に居住スペースについては、十分な換気に努める。
・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する。
・他の人に飛沫が飛ばないよう、避難者同士の間隔を２メートル以上あける。

ウ　入所時及び定期的な健康チェック

・避難所受け入れ時及び毎朝検温を実施し、避難者自身が健康管理を行う。

エ　衛生用品の活用

・マスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋等、感染症対策に必要な用品を使用し、避難所の衛生環境をできる限り整える。

（３）避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

・避難の際は、食料、飲料水、マスク、消毒液、体温計等を持参する。（町の備蓄品には限りがあるため）
・こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
・原則マスクを着用する。マスクがない場合はティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、咄嗟に咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
・向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
・息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）等、感染が疑われる症状がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する。

（４）感染が疑われる避難者への適切な対応

・感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から関係機関に連絡し、検査、入院の調整をする。
・やむを得ず一時的に避難所内に待機させる場合には、専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。やむを得ず同室にする場合は、可能な範囲でパーテーションで区切る等の工夫をする。